

収入額・需要額調書の記入上の注意事項

- 1 この書類は特別支援教育就学奨励費の支給を受けるために必要なものです。正確にありのままを記入してください。
- 2 保護者の方は、太い線で囲んだ部分のみご記入ください。
表面の同意欄、裏面の口座情報欄についても忘れずにご記入ください。
他の欄は、学校教育課で使用しますので記入しないでください。
- 3 住所欄には、この調書を提出するときの住所をご記入ください。
前年の12月31日現在の住所と異なる場合は、現在の住所欄の下に旧住所として前年の12月31日現在の住所を記入してください。
- 4 世帯の状況の欄は、前年の12月31日現在の状況をご記入ください。
したがって、「満年齢」「職業又は在学名、学年（特別支援学級の有無）」欄も前年の12月31日現在の状況により、記入することになります。
- 5 「世帯の収入状況」の欄及び「需要額等」の欄については、学校教育課において調査しますので、記入は不要です。
- 6 特別支援教育就学奨励費の給付基準
収入額及び需要額を調査して、 $\text{収入額} \div \text{需要額} = 2.5$ 未満となった場合には、国の定める補助単価による支給を行います。
ただし、通級教室の交通費（通学費）は収入額に応じて、国の定める補助単価による支給を行います。
- 7 申請書の裏面に申請者（保護者）のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードのコピーを貼付してください。
*世帯員全員の分をコピーする必要はありません。